

危機管理・防災マニュアル

令和6年4月

藍住東小学校

◎地震・津波対応マニュアル

○学校災害対策本部設置

○児童の学習状況別対応

○登下校時の対応マニュアル

○教職員在校時外の災害対応マニュアル

○藍住東小学校教職員非常配備計画

○避難場所開設・運営の支援マニュアル

(新型コロナウイルス感染症等対策に配慮した避難所運営支援計画)

○授業再開に向けた対応マニュアル

◎火災発生時対応マニュアル

◎風水害発生時対応マニュアル

◎河川はん濫時対応マニュアル

◎不審者確認マニュアル

◎不審者対応マニュアル

◎南海トラフ地震防災規定・津波避難確保計画

◎洪水時等の避難確保計画

◎防火・防災計画

◎北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

地震・津波対応マニュアル

藍住東小学校

緊急地震速報

震度は「南海トラフ検討会報告」（平成24年 8月）
津波は「藍住町津波浸水想定予想図」（平成24年10月）

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
児童等・机の下にもぐる。

地震発生（震度6強を想定）

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難を開始する。

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童の皆さんは先生の指示に従い、
校舎3階・4階に避難しなさい。」

津波発生

STEP 2 避難

浸水予測値

0~0.5m

避難場所

校舎3階・4階

- ・即座に、避難場所に上履きそのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、出席簿等を携帯する。
- ・管理職は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・藍住東幼稚園児、地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・校舎内外の施設等の被害状況を把握する。
- ・第2波、第3波に備え、情報収集をし、避難を継続する。

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡をする。
- ・教育委員会への連絡をする。（児童及び教職員の安否、学校内外の被害の状況等）
- ・被害の状況に応じて、警察、消防、医療機関への連絡をする。
- ・情報収集をする。（地震の規模と津波の危険性、二次災害の危険性等の情報把握）
- ・児童の不安に対する対処をする。
- ・外部（マスコミ等）及び保護者への対応をする。（対応窓口の一本化）
- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置をする。

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

原則：大津波警報・津波警報発令中は、児童は帰さない。

保護者への連絡をする。（携帯メール等）

（メール文1）大津波警報・津波警報解除

- ・児童生徒等は全員無事です。本校のへ2階、3階に待機しています。
- ・〇時〇分より、教師引率で緊急時の集団下校をします。
- ・迎えに来る方は、△時△分までに多目的ホールに来てください。

（メール文2）

- ・児童生徒等は全員無事です。本校のへ2階、3階に待機しています。
- ・ご家庭周辺の安全が確認できたら、児童を迎えに来てください。
- ・保護者の方と連絡が取れるまでは下校せず、待機を継続します。

○ 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
○地震発生 ・震度6以上	避難場所：本校3階・4階 集合形態：各学年、各クラスごと 災害対策本部：校長室、または会議室
○津波発生 ・津波発生による 避難勧告が発令さ れた場合	

○学校災害対策本部設置 教職員各自の役割確認と校長の業務指示

藍住東小学校災害対策本部組織

本部長 校長
副本部長 教頭
副本部次長 主幹教諭
総務班 教頭・主幹教諭
災害情報の収集
警察・消防機関等への通報
マスコミ・親類等

避難誘導班 各担任
避難誘導・児童の安全確保
保護者との連絡
児童の下校・引渡し

救護班 養護教諭・小野
児童・職員の被災者の救護

消火・施設等点検班 神例・早川・藤田
消火 施設 通学路の被害状況把握
立ち入り禁止措置等の危険回避対応

搬出班 事務・教頭
重要書類等の非常搬出・保管

避難所開設運営支援班 教頭・教務・主幹教諭・神例・早川・藤田・高橋
避難所になった場合の避難所開設
運営の支援協力

- ※児童の不安への対処・安全確保 全体を見渡し、身勝手な行動をとらせない
- ※学校施設・通学路の点検 通学路・避難場所のための安全点検
危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応
- ※情報収集 マスコミ・地震規模把握及び余震への対応
地域・学区内の被害状況把握、町本部関係機関との連絡
- ※状況に応じた臨時休校等の措置
- ※保護者、マスコミへの照会対応、地域ネットワークとの連携
- ※避難所の開設・運営支援マニュアルに基づく活動

校舎外避難後の対応決定 児童の校舎外避難後の対応決定

※日頃から児童の引き渡しの際の保護者との連絡方法について共通理解を図っておく。

集団下校実施の有無の決定

※訓練どおりに安全に下校させる。

保護者への連絡 避難継続

保護者への引き渡し 引き渡しカードを活用する。

○児童の学習状況別対応

授業中（基本的な安全確保の形態）

避難経路の確認、避難指示は職員室で待機中の職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	※教師の指示による安全確保の確かな指示 ※火気使用中であれば消火をする。 ※児童・職員の人員等の状況確認や周囲の安全確保 ※余震や二次被害に備え、児童を落ち着かせる。	※机の下にもぐらせ机の脚を両手でしっかり持つように指示 ※火気使用中であれば消火の指示
特別教室		※実験、実習中であれば危険回避の指示
体育館		※中央に集合させ、体を低くするように指示
運動場		※建物から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示
プール		※すみやかにプールの縁に移動させ縁をつかむように指示 ※揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示 ※避難準備(サンダル・靴ばき・衣服やバスタオルで身を守る)

教師と児童が離れている場合

始業前、休み時間、放課後

場所	児童の行動	教師の対応
階段・廊下・トイレ	※揺れている間は、帽子や上着などで頭部を保護して、じっと待機する。	※全校指示(揺れが収まるまで頭部を保護して教職員が到着するまで)

等	<p>※落下物や倒壊物に気をつける。</p> <p>揺れが収まってから、教師の指示に従い校舎外の避難場所に避難する。</p> <p>※周囲の安全確認</p>	<p>待機するよう指示)</p> <p>※教職員は分散して児童の安全を確保、指示誘導</p> <p>※校舎外にいる児童の安全確保、負傷者の応急手当</p>
運動場・砂場・学級園	<p>※建物・窓ガラスの近くから離れる。</p> <p>※揺れが収まるまで頭部を保護し広いところの中央で待機する。</p>	

校外学習中

地震発生(その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)



安全確保



正確な状況把握と的確な指示
 施設利用中、公共交通機関利用時は係員の指示に従う
 児童の不安への対処

近くの避難場所への避難



避難場所、施設がない場合は、地元の人から情報を入手し的確な対応
 施設管理者等の指示に従う

避難後の安全確保



人員確認、負傷者の応急手当
 児童の不安に対する対処
 海岸での津波・山中での崖くずれ、落石に注意
 地元公的機関への救援要請

学校への連絡



学校に連絡し、指示を受け対応(不通の場合は町教委や公的機関)
 学校から教育委員会への連絡
 学校から保護者への連絡
 町教委からの指示、地元公的機関への救援要請

避難後の対応決定

修学旅行など遠隔地での学習中に地震にあった場合

地震の規模、被害状況等の情報収集

学校または町教委への連絡後指示を受け対応

地元公的機関や関係機関・旅行者等との連携

児童の不安に対する対処(状況説明・今後の対応等)

○登下校時の対応マニュアル

登校時

児童の行動	教職員の対応
安全確保 ※頭部を保護し、身を低くする ※車道に出ない ※建物・ブロック塀、窓ガラスから離れる 近くの避難場所への移動 ※揺れが収まった時点で、公園、学校等の避難場所あるいは自宅に避難する ※自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者・地域の人に来るまでそのまま待機する。	出勤済みの教職員の対応 校内班 校内放送による安全確保の指示 状況により避難場所への誘導 校外班 校外巡視による児童所在の確認 ↓ 状況確認 ↓ 帰宅指示または学校での保護

下校時の対応

児童の行動	教職員の対応
安全確保 ※頭部を保護し、身を低くする ※車道に出ない ※建物・ブロック塀、窓ガラスから離れる 近くの避難場所への移動 ※揺れが収まった時点で、公園、学校等の避難場所あるいは自宅に避難する。 ※自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者・地域の人に来るまでそのまま待機する。	校内班 校内放送による安全確保の指示 状況により避難場所への誘導 状況により集団下校、保護者へ引き渡しの判断 校外班 校外巡視による児童所在の確認 ↓ 状況確認 ↓ 帰宅指示または学校での保護

メール連絡

非常災害時、異常事態発生時に学校の状況や子どもたちの登下校について、すみやかに保護者に連絡するための連絡網の要とする。

学校 → 一斉送信 ※通信状況によっては、町の防災無線等を併用する。

在校時の対応

原則として、非常災害時、異常事態発生時には、保護者が来校し、担任から直接子どもを引き取ることとする。

在宅時の対応

登校等について必要な措置を連絡する

登下校時の対応

教職員が各担当の地区を巡視し、子どもの安全確保に努める

○教職員在校時外の災害対応マニュアル

地震発生 (その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)

↓

メール連絡 教頭 → 一斉送信 → 教職員 → 教頭

↓

安否確認をするための連絡網の要とする。

教職員の参集 藍住町に震度5弱以上の地震が発生したときには、自動的に1号配備

↓

発令されたことになり、職員は家族等の安全を確保した後、直ちに集合する

対策本部の設置

児童等の安否確認

緊急連絡網等により学級担任が行う

被害状況の把握

学級担任外が行う

以下、教頭・教務が行う

災害情報の収集・教育委員会への報告・外部との対応

避難所の開設・運営の支援

○藍住東小学校教職員非常配備計画

配備体制	非常配備基準
警戒配備 校長 教頭 主幹教諭 教務	① 震度4の地震を観測し、災害の発生が予測されるとき ② 大雨、洪水、暴風雨等により、学区に災害の恐れがあるとき ③ その他、校長が必要と認めるとき
1号配備 校長 教頭 主幹教諭 教務 全職員	① 震度5弱以上の地震を観測したとき ② 大雨、洪水、暴風雨等により、学区に災害が発生しかつ拡大が予想されるとき ③ 校区に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ④ その他、校長が必要と認めるとき

○避難場所開設・運営の支援マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営支援計画)

1 藍住東小学校が避難場所になった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする

2 収容避難場所としての解放区域(校舎・校庭等)の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所 1 (パーティション)	体育館 (健康な人)
	収容場所 2 (パーティション)	合同教室 (発熱者や体調不良のある方)
2	事前受付 1	体育館入口 (健康な人)
	事前受付 2	児童玄関 (発熱者や体調不良のある方)
3	管理運営所 (連絡所)	会議室
4	応急救護所	保健室
5	情報機器設置場所	5組教室
6	情報掲示場所	児童玄関西の校舎壁面
7	ごみ集積場所	体育館外南西 学級園横
8	仮設トイレ設置場所	運動場西側
9	救援物資集積所	ランチルーム
10	救援物資配布場所	多目的ホール
11	臨時遺体安置場所	未定
12	仮設電話設置場所	児童玄関横
13	仮設風呂設置場所	運動場北側
14	仮設更衣室	男子 (体育館ステージ横そで)
		女子 (体育館用具庫)
15	仮設洗濯場所	1-1 前テラス
16	仮設ベッド置き場	運動場 バックネット周辺
17	介護室	男 7組 女 1-2
18	相談室	2-1
19	仮設調理場所	運動場北側
20	臨時駐車場	運動場南側
21	屋外テント置き場	屋外体育倉庫
22	備蓄品用品	屋外コンテナ (パーティション、マスク、消毒液含)

校舎等の鍵保管状況

校舎 校長 教頭 主幹教諭 町職員 (藍住東小学校避難所担当)

体育館 校長 教頭 主幹教諭 町職員 (藍住東小学校避難所担当)

収容避難所の開放・運営に関わる町役場との役割分担

藍住町防災計画により、本校に対し収容避難所として開設要請を行い、またその後の収容避難所の管理運営を行うのは、藍住町役場災害対策本部となる。

教職員は対策本部の活動を補佐する形で、鍵の管理・施設の案内・教育活動の再開に向けた準備等を行う。(救援物資の備蓄状況などは藍住町防災計画による)

※体育館・合同教室のパーティション等によるゾーニングについては、藍住町総務課危機管理室が協議している。

○授業再開に向けた対応マニュアル

地震発生(その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)

↓

教職員参集

↓

藍住町内に震度5弱以上の地震が発生したときは自動的に1号配備が発令される。

教職員は家族の安全を確保した後、直ちに学校に集合

学校災害対策本部を設置

状況に応じて臨時休業等の措置、町教委や保護者へ連絡

災害状況の調査

↓

目視点検を基本とした校舎等の被災状況確認

電気・水道・電話の被災状況の確認

教職員及び家族の安否確認

教職員住居の被災状況確認

児童及び保護者の安否確認

児童の住居の被災状況確認

通学路の被災状況確認

授業再開に向け善後策の検討、町教委との協議

↓

校舎等被害に対する応急措置

校舎等の安全点検、危険度判定調査

ライフライン・仮設トイレの確保

児童の心理面への影響確認

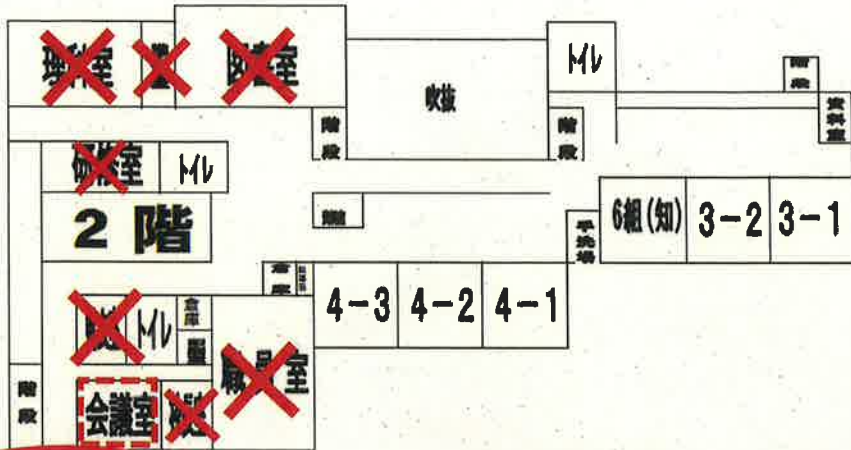
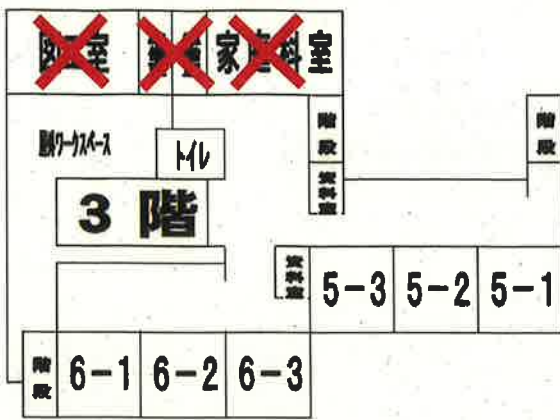
教室確保

通学路の安全確保

避難移動した児童の就学手続きに関する臨時措置

児童の動向把握(避難先などの確認)

学用品、救援物資などの受け入れ

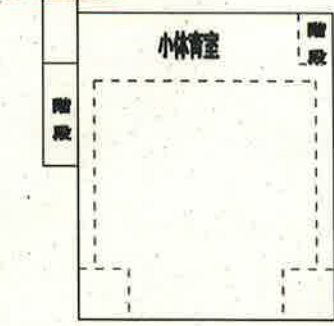


✕ は学校占有場所

③ 管理運営所

○避難場所開設・運営の支援マニュアル
【別資料①】学校占有場所・共有スペース等

2階（一部除く）以上は、
学校占有スペースとする。



⑨ 救援物資集積所

⑩ 救援物資配布場所

⑪ 介護室
男(7組)・女(1-2)

⑤ 情報機器設置場所

④ 応急
救護所

⑥ 情報掲示板

⑭ 仮設更衣室
(女子)

② 受付

① 收容場所1(健康)

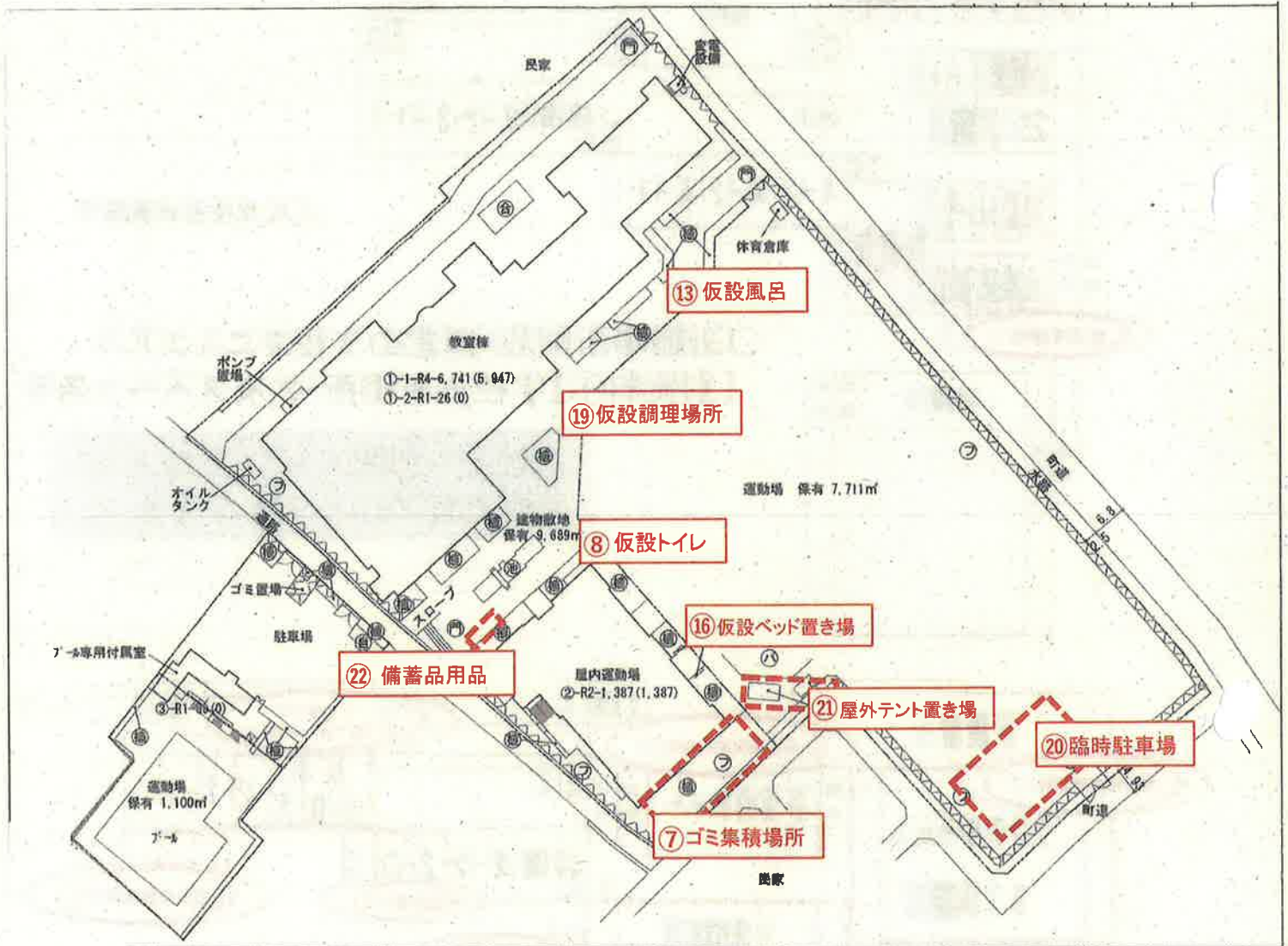
⑭ 仮設更衣室
(男子)

⑬ 相談室

⑮ 仮設洗濯場所

⑫ 仮設電話

○避難場所開設・運営の支援マニュアル
 【別資料②】 学校敷地での共有スペース等



臨時登校・家庭訪問・被災状況調査

- ↓
 - 心理面での安定確保
 - 児童の確認と学級編成
 - 児童による具体的被災状況の確認(教科書・学用品等)
 - 保護者への連絡方法の確認
 - 通学の安全指導

町教委との協議・調整

- ↓
 - 校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
 - 授業形態の工夫
 - 教職員の配置(学級担任・臨時時間割編成)
 - 教科書等の確保
 - 教職員不足の場合の対応
 - 学校給食への対策
 - 学費の援助・教育事務の取り扱い
 - 事業再開への協議・再開時の保護者への連絡
 - 被災児童への学力補充と「心のケア」対策

再開

引き渡し実施方法

- 原則として担任が引き渡しカードを確認しながら直接保護者に引き渡す事とする。
(整然と1人ずつが望ましい)
- 引き渡しの連絡は可能な限り、早急にメールで発信する。
- 引き渡し開始の判断は校長が決定し、できるだけ手早く、確実に引き渡していくものとする。

令和6年度 南海トラフ地震防災規程・津波避難確保計画

藍住東小学校

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を【別表第1】のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に児童等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 児童等を校舎2階および3階に集合させ避難させること。
地域住民等は校舎4階に避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(教職員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚

知した教職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の教職員に伝えること。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた児童等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、児童生徒等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 児童生徒等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この【防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

各班の班長は、班がこの【防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第8条 隊長【防災管理者】が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うも

のとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

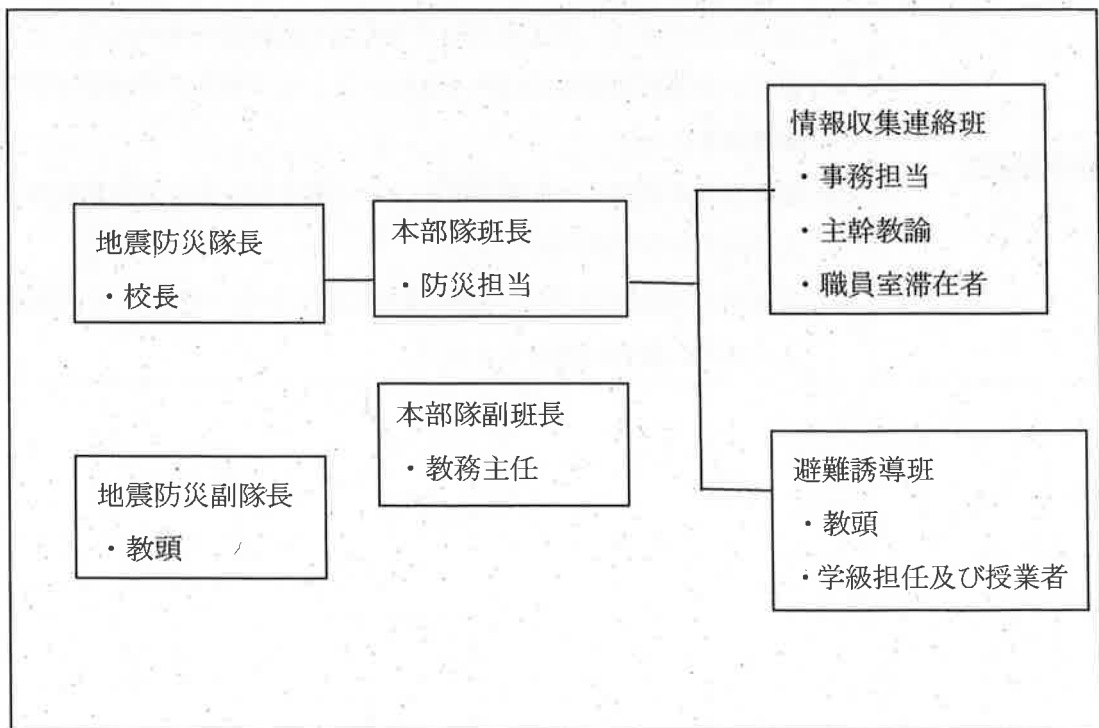
(教育)

第9条 隊長【防災管理者】が教職員等に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に教職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

別表第1

地震防災隊組織表



【別表第2】

地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報収集にあたらせること。 2 南海トラフ地震が発生したことを、放送等で各班員に伝達するとともに、校内にその旨及び必要な措置について周知すること。 3 避難誘導班に児童等の避難誘導にあたらせること。 4 教職員を避難させること。 5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を児童、教職員、地域住民等に伝えること。 3 あらかじめ幾つかの情報を想定し、それぞれの場合に応じた児童等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生又は隊長の指示に基づき、速やかに校舎内の避難経路の確保及び安全の確認、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたとき、児童及び地域住民等を避難誘導すること。 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。 4 児童及び地域住民等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の
学校における対応方針

令和6年4月
藍住町立藍住東小学校

目 次

はじめに

目 次

I 南海トラフ地震に関連する情報

1 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」及び
「南海トラフ地震関連解説情報」について・・・・・・・・・・ 1

2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の
典型的な3つのケースについて

(1) 【半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース】・・・・・・・・・・ 2

(2) 【一部割れ（前震可能性地震）】・・・・・・・・・・ 2

(3) 【ゆっくりすべり／被害なしケース】・・・・・・・・・・ 2

II 巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ・・・・・・・・・・ 3

III 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針・・・・・・・・・・ 4

IV 藍住東小学校の対応

対応A・・・・・・・・・・ 6

対応C・・・・・・・・・・ 8

V 教職員の配備体制について・・・・・・・・・・ 10

VI 参考資料

対応B・・・・・・・・・・ 12

I 南海トラフ地震に関連する情報

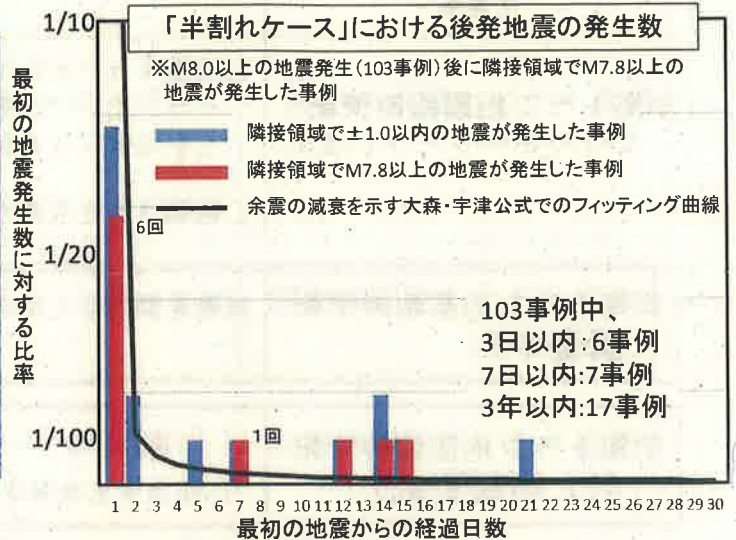
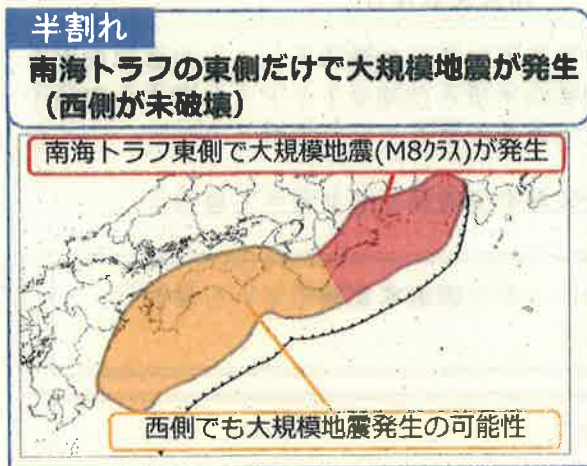
1 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」 に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」 に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の典型的な3つのケースについて

(1) 【半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース】

南海トラフの東側（または西側）の領域で大規模地震（M8クラス）が発生した場合を想定



直近2回の地震は時間差で発生

- 安政東海地震・安政南海地震（32時間）
- 昭和東南海地震・昭和南海地震（2年間）

最初の地震の発生日	最初の地震の規模	時間差	後発の地震の規模	最初の地震の発生領域等
2011/3/11	M9.1	29分後	M7.9	東北地方太平洋沖地震
2012/4/11	M8.6	2時間後	M8.3	スマトラ島沖
2000/11/16	M8.0	3時間後	M7.8	バブアニューギニア島沖
1968/5/16	M8.2	10時間後	M7.9	十勝沖
2007/9/12	M8.5	13時間後	M7.9	スマトラ島沖
1923/9/1	M8.1	1日後	M7.8	大正関東地震
1963/10/13	M8.5	7日後	M7.8	択捉島沖
1971/7/14	M8.0	12日後	M8.1	バブアニューギニア島沖
1905/7/9	M8.0	14日後	M8.3	モンゴル
1932/6/3	M8.1	15日後	M7.8	メキシコ

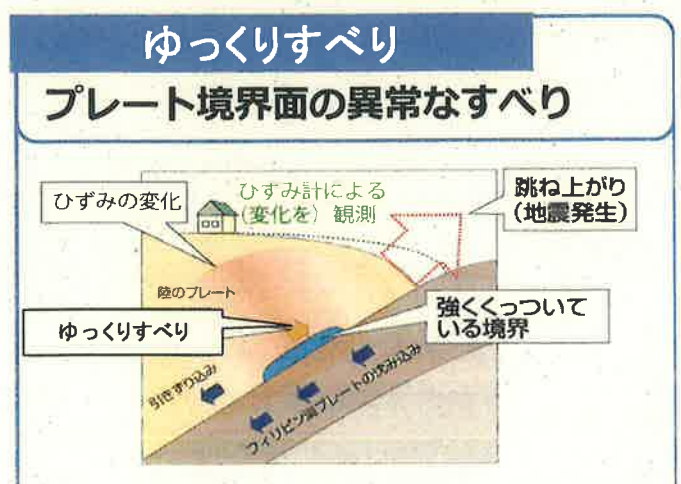
(2) 【一部割れ（前震可能性地震） ／被害限定ケース】

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生した場合を想定



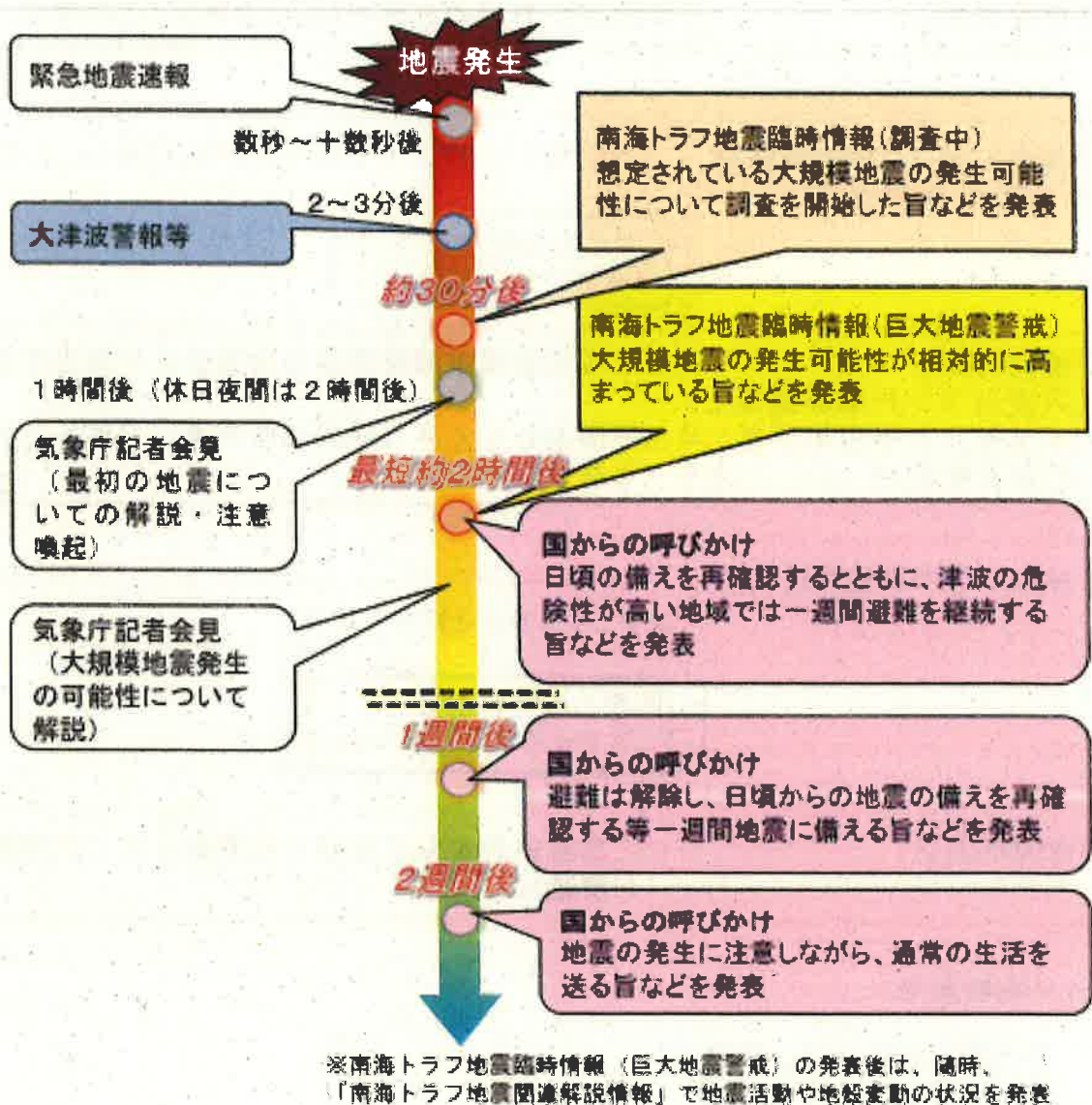
(3) 【ゆっくりすべり／被害なしケース】

東海地震の判定基準とされるようなプレート境界面でのすべりやこれまで観測されることがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定



II 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ

- 地震発生から最短2時間後、後発地震発生の可能性が高いと評価された場合には、気象庁からその旨政府に報告
- 政府は、地方公共団体に対してあらかじめ定めた防災対応を1週間取るべき旨を指示
- 1週間経過後、被災地を除いて避難を解除するとともに引き続き警戒を呼びかけ



「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」より

Ⅲ 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針

1

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
学校の対応	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備

2

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ)
学校の対応 (次の(1)判断基準により、A・Bのいずれかとする)	A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む) B 原則として、3日間の臨時休業(週休日・休日を含む)

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)
学校の対応	C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続

(1) 判断基準

- ① 学校の種類による分類
 - ア 小学校・中学校
 - イ 特別支援学校(避難する際、配慮や支援が必要)
- ② 学校の地理的条件による分類
 - ア 津波浸水の可能性
 - (ア) 津波浸水想定区域内または隣接している地域等
 - (イ) 津波浸水想定区域外
 - イ 土砂災害の可能性
 - (ア) 土砂災害警戒区域内または隣接している地域等
 - (イ) 土砂災害警戒区域外
- ③ 観測された異常現象による分類
 - ア 半割れ
 - イ 一部割れ、ゆっくりすべり

(2) 藍住東小学校の対応

小学校・中学校	巨大地震警戒 (半割れ)	巨大地震注意 (一部割れ, ゆっくりすべり)
「津波浸水または土砂災害」の 可能性が高い	A	C

3

国からの呼びかけ	国からの呼びかけ (注意する措置解除)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意) のいずれにも 当てはまらない現象と評価した場合
学校の対応	平常の学校活動を継続

注1 国からの呼びかけ(注意する措置解除)が発表されても, 巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意すること。

注2 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域については, 徳島県総合地図提供システム(徳島県HP)を参照のこと。

○津波浸水想定

防災・減災マップ <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/>



- ・学校位置
- ・浸水想定
- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害危険箇所
- ・震度分布
- 等が確認できます

○土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等マップ <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/landslide/>

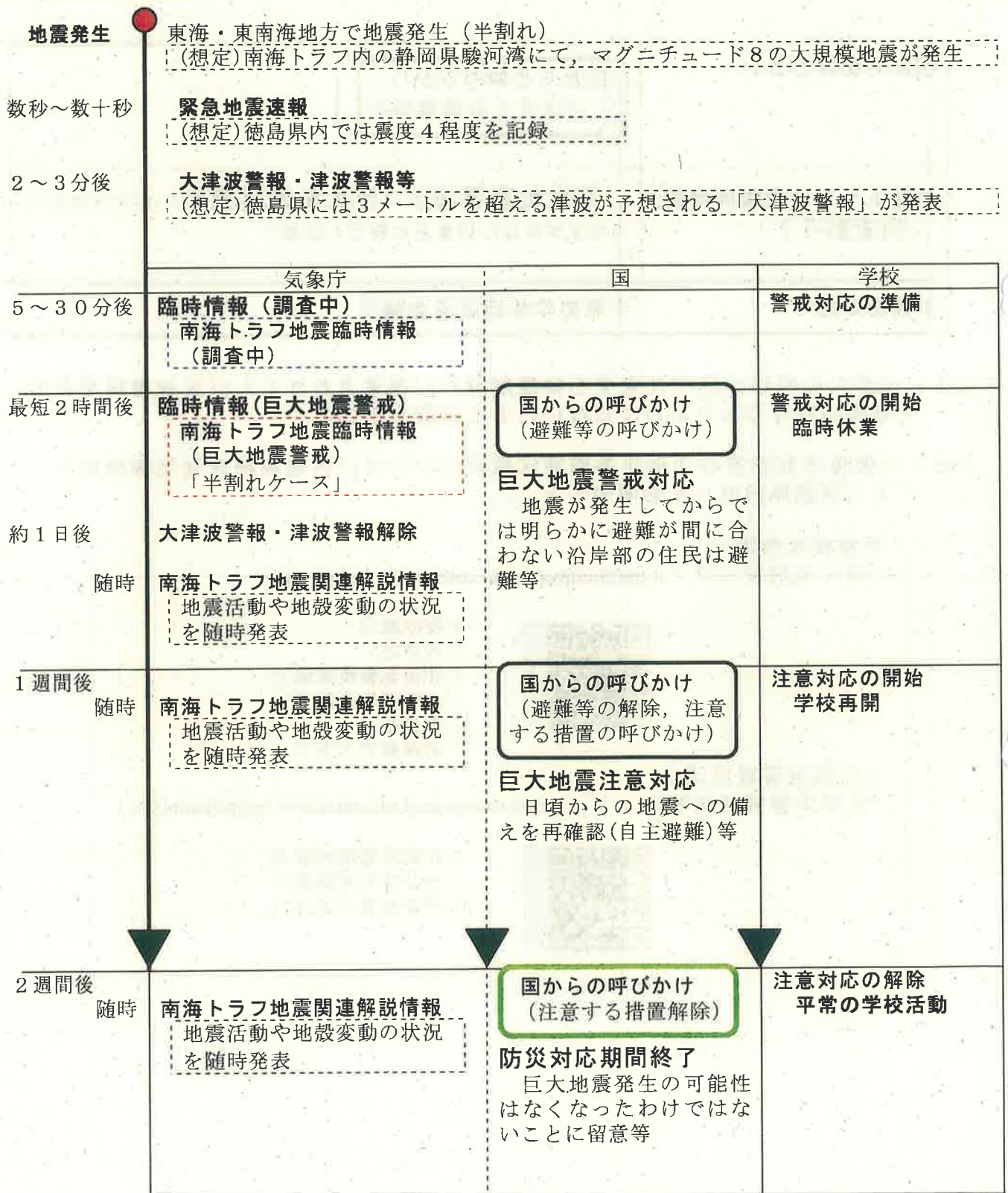


- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害危険箇所
- 等が確認できます。

IV 藍住東小学校の対応

対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

タイムライン



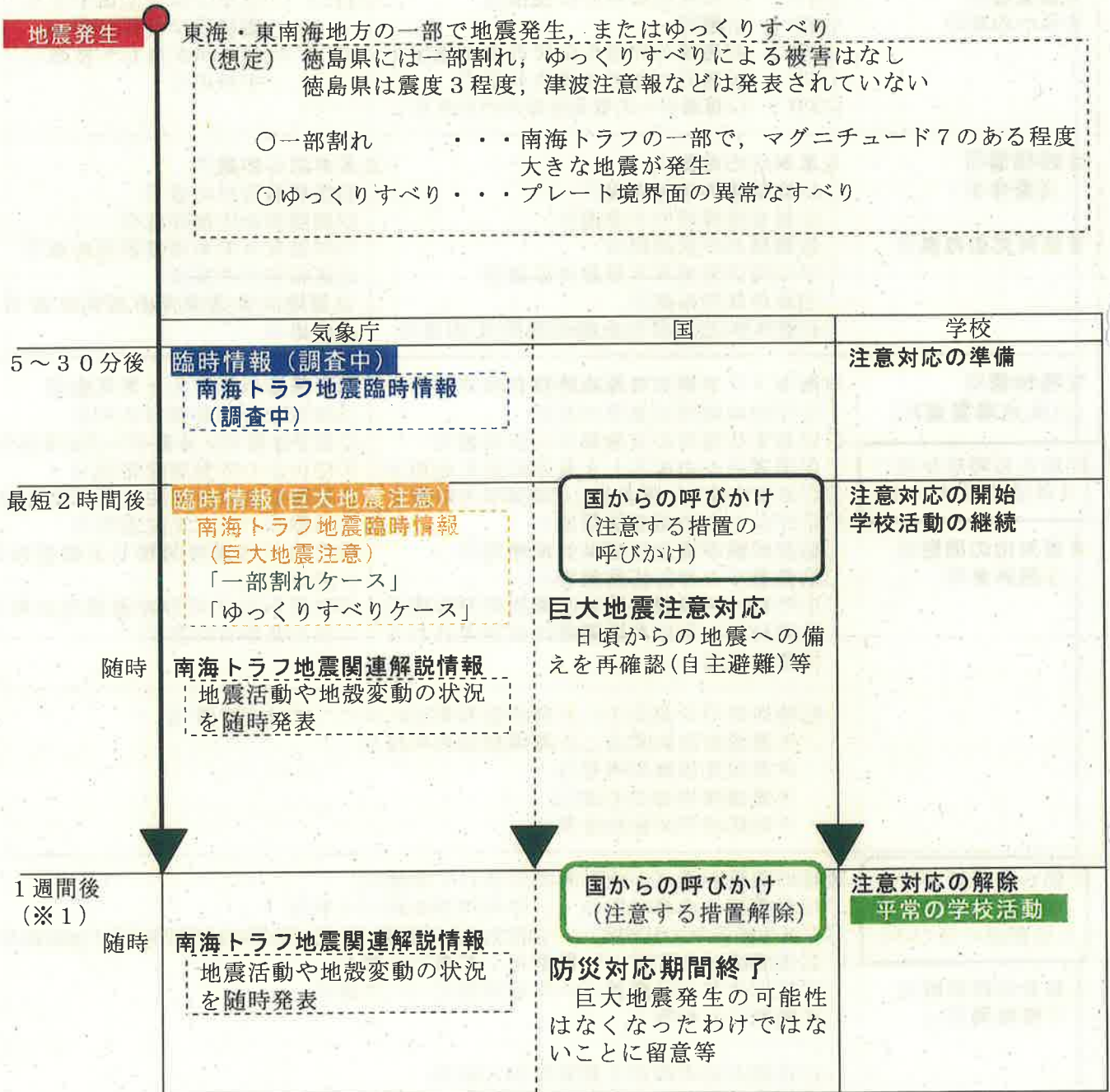
具体的対応

(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報、 大津波警報、 津波警報 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制 の確認 ○市町村から学校が避難所に指定 された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

対応 C [一部割れ, ゆっくりすべり の場合]

タイムライン



(※1)

一部割れ . . . 1週間後

ゆっくりすべり . . . すべりの変化が収まってから, 変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p>臨時情報 (調査中)</p> <p>注意対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認 	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
<p>臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者へ今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 <p>○注意対応をとりながら，学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○<u>県教委への対応状況報告</u> ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 平常の学校活動</p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	

V 教職員の配備体制について

教職員の配備体制は、徳島県災害対策本部の運営規程に準じるものとする。

参考 「学校防災管理マニュアル」から

1 学校災害対策本部の設置

災害が発生、または発生するおそれがある時には、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、以下の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準

徳島県災害対策本部運営規程に準じる。

<教職員の配備体制>

配備区分	配備時期	勤務時間内	勤務時間外・出張中
第1非常体制	1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第2非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第3非常体制	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。

注・各学校は、配備編成表を作成しておくこと。

- ・あらかじめ定められた教職員は、所属校へ参集することを原則とする。ただし、自宅が津波による避難地域の対象地域になっている場合や、倒壊する恐れがある場合などにおいては、所属校へ連絡し、自らの安全確保を行った上で参集すること。

<学校災害対策本部設置基準>

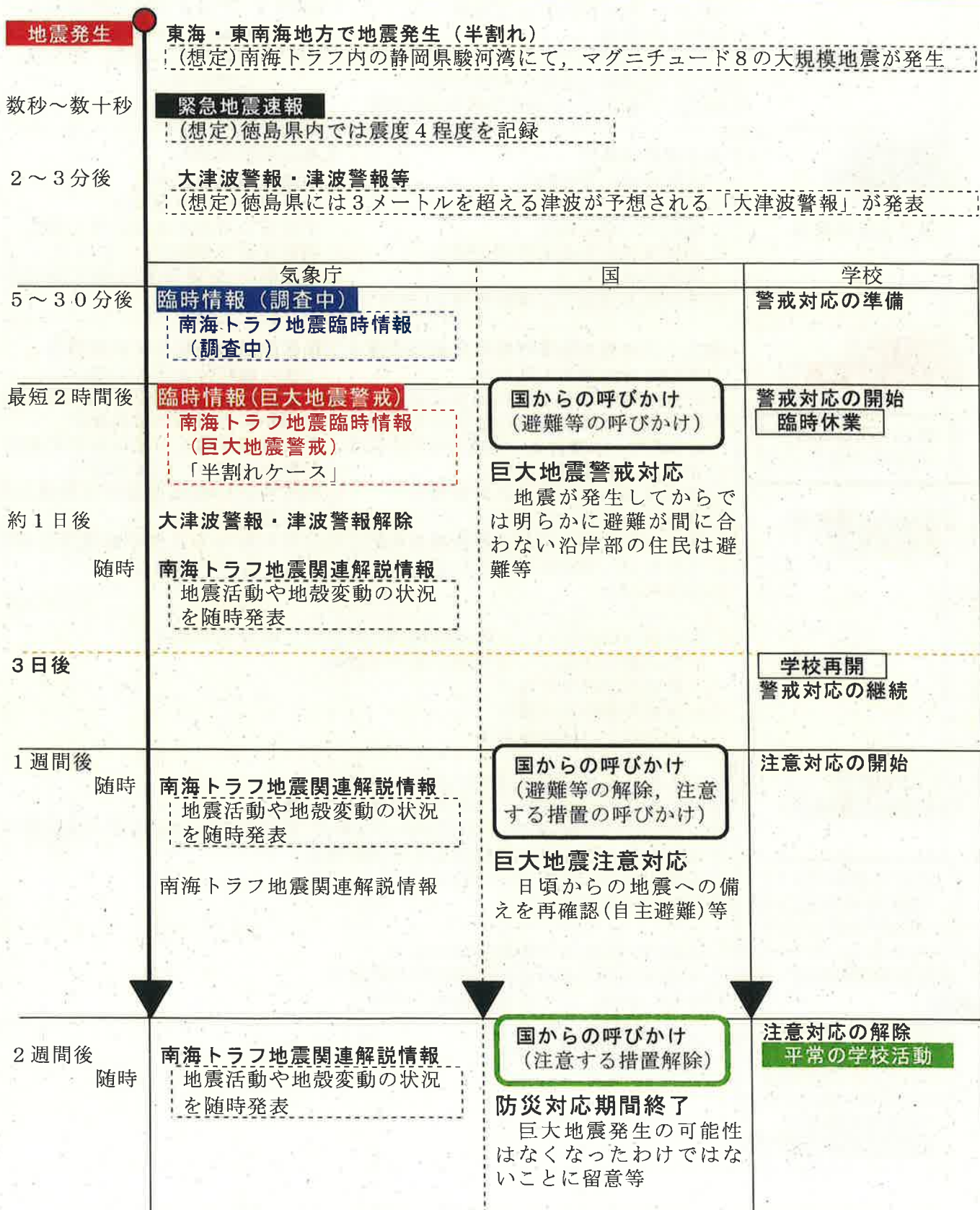
学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・校内で火災が発生したとき

VI 参考資料

対応 B [半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合]

タイムライン



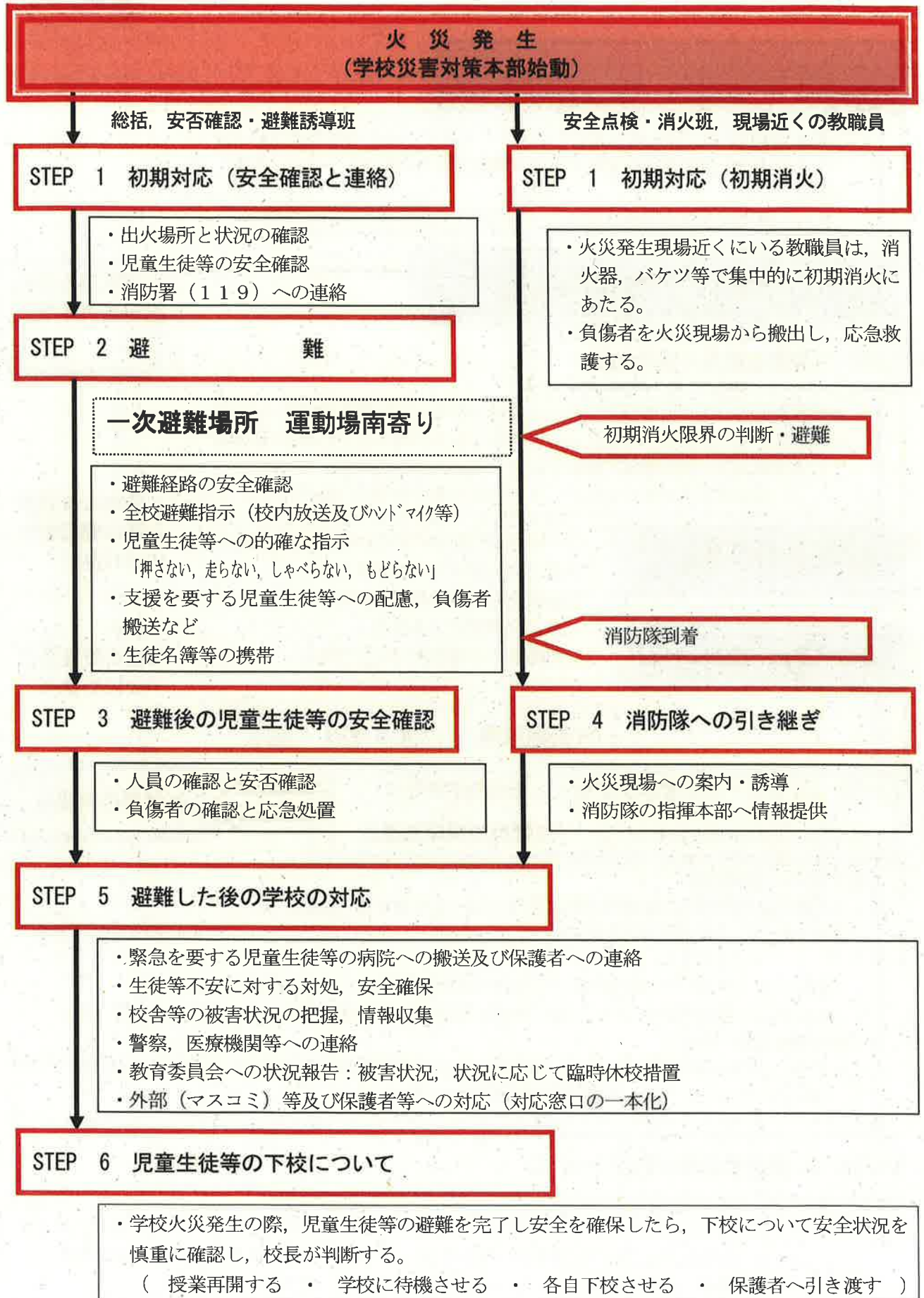
具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の学校対応
臨時情報(調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
臨時情報(巨大地震警戒) 国からの呼びかけ(避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
学校再開 警戒対応の継続	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ(避難等の解除,注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
国からの呼びかけ(注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

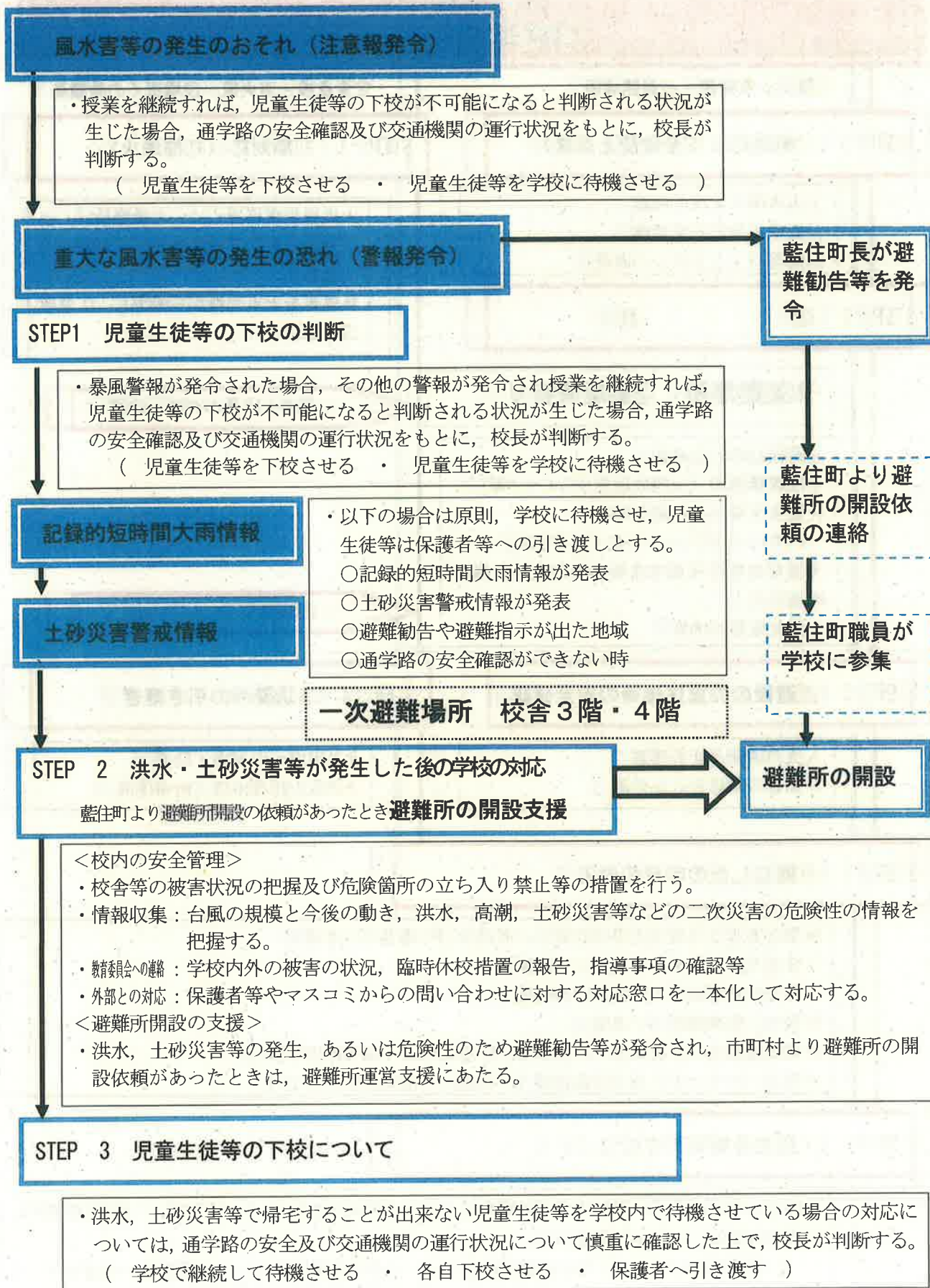
火災発生時対応マニュアル

藍住東小学校



風水害発生時対応マニュアル

藍住東小学校



河川はん濫時対応マニュアル

藍住東小学校

1 注意体制（以下のいずれかに該当する場合）

- ・洪水注意報（吉野川はん濫注意情報）発表
- ・吉野川（岩津観測所 はん濫注意水位 5.30m）、旧吉野川（大寺橋観測所 はん濫注意水位 2.15m）、今切川がはん濫注意水位に到達
- ・大雨洪水注意報発表

*池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP1 児童生徒等の下校の判断

管理職

- ・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合
通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。
（児童生徒等を下校させる ・ 児童生徒等を学校に待機させる）

教職員

- ・第1非常体制をとる。
- ・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制（以下のいずれかに該当する場合）

- ・避難準備・高齢者等避難開始の発令（町）
- ・洪水警報（吉野川はん濫警戒情報）発表
- ・旧吉野川・今切川はん濫警戒情報発表
- ・吉野川（岩津観測所 避難判断水位 6.50m）、旧吉野川、今切川が避難判断水位を超過
- ・大雨洪水警報発表

*池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP2 児童生徒等の避難の判断

管理職

- ・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。
- ・避難経路の安全確認ができない場合は、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。
- ・避難した場合は、教育委員会へ連絡する。

教職員

- ・第2非常体制をとる。
- ・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

3 非常体制（以下のいずれかに該当する場合）

- ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令
- ・吉野川、旧吉野川、今切川のはん濫危険情報発表
- ・吉野川（岩津観測所 はん濫危険水位 6.80m）、旧吉野川（大寺観測所 はん濫危険水位 2.85m）、今切川がはん濫危険水位を超過

*池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流は危険）に注意する。

STEP 3 避難後の安全確保

避難場所 藍住東小学校 校舎3階・4階

教職員

- ・児童生徒等の安全確認。
- ・地域住民が避難してきた際の誘導。

STEP 4 避難後の学校の対応

避難所の開設

教職員

- ・藍住町より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援。

<校内の安全管理>

- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：河川の情報収集、雨雲の規模と今後の動き、洪水、高潮、土砂災害等などの二次災害の危険性の情報を把握する。
- ・避難者への対応：学校内外の被害の状況、臨時休校措置の報告、指導事項の確認等
- ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

<避難所開設の支援>

- ・河川のはん濫、あるいは危険性のため避難勧告等が発令され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職

- ・河川のはん濫等で帰宅することが出来ない児童生徒等を学校内で待機させている場合、避難場所に避難した場合の対応については、洪水が収まり、各種警報等も解除され、通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で、校長が判断する。
(学校・避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す)

■情報収集

収集する情報	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 	テレビ, ラジオ, 電話 インターネット ・ 徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・ 気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予報 ・ 水位到達情報 	インターネット ・ 国土交通省 (川の防災情報) http://www.river.go.jp/ ・ 徳島県県土防災情報管理システム http://www1.road.pref.tokushima.jp/ すだちくんメール
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 	テレビ, ラジオ, インターネット, 緊急速報メール

■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ, タブレット, 携帯電話, 拡声器
避難誘導	名簿, 携帯電話, インターネット, 懐中電灯, 拡声器 一時避難のための食糧

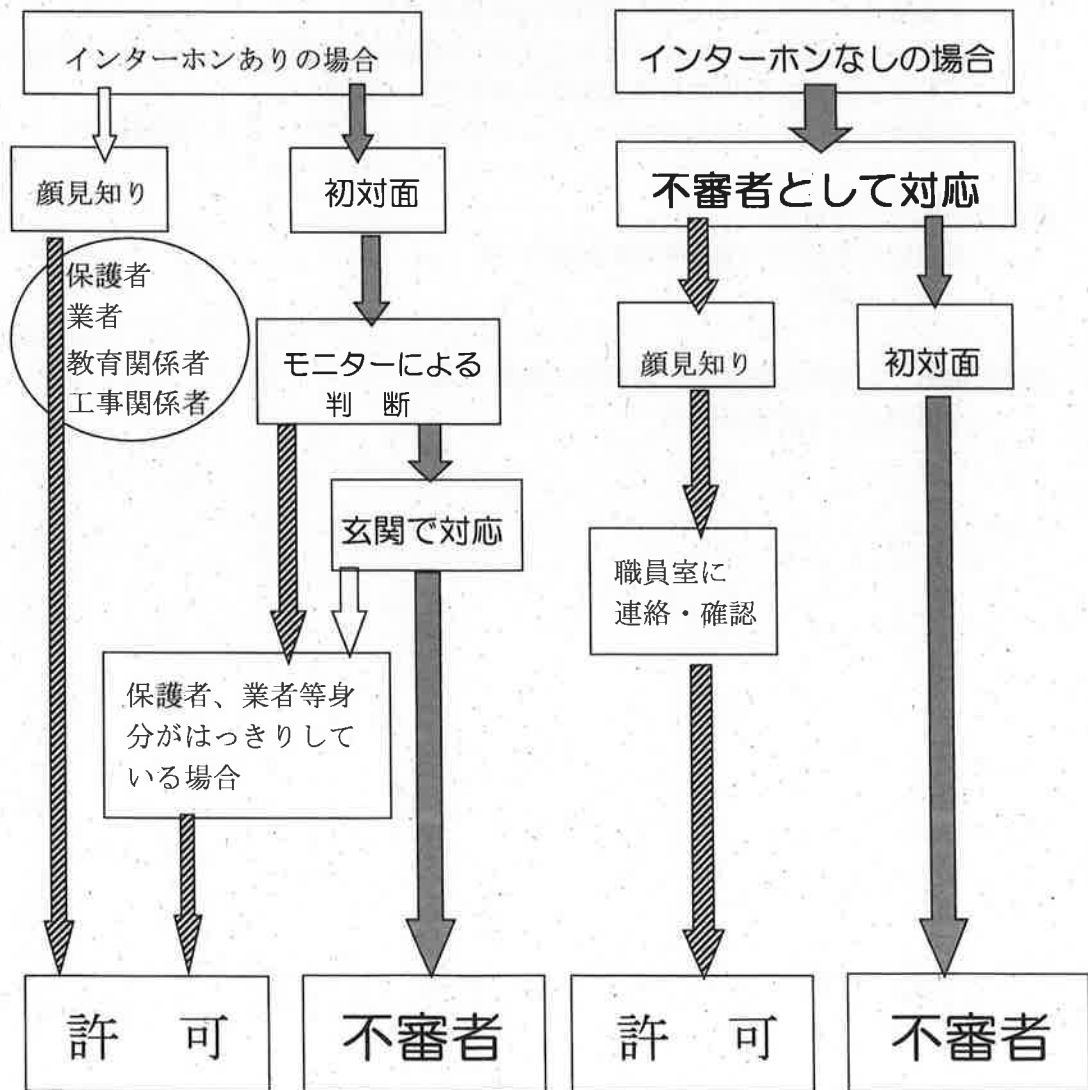
注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
1 注意 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水注意報（吉野川はん濫注意情報）発表 ・吉野川（岩津観測所 はん濫注意水位 5.30 m）、旧吉野川（大寺橋観測所 はん濫注意水位 2.15m）、今切川がはん濫注意水位に到達 ・大雨洪水注意報発表 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じて児童生徒等を下校させる。 ○児童生徒等を学校に待機させる。 	<p>児童生徒等を下校させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
2 警戒 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始の発令（町） ・洪水警報（吉野川はん濫警戒情報）発表 ・旧吉野川・今切川はん濫警戒情報発表 ・吉野川（岩津観測所 避難判断水位 6.50m）、旧吉野川、今切川が避難判断水位を超過 ・大雨洪水警報発表 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難させる。 ○避難経路の安全確認ができない場合は、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 	<p>児童生徒等を避難させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。
3 非常 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・吉野川、旧吉野川、今切川のはん濫危険情報発表 ・吉野川（岩津観測所 はん濫危険水位 6.80m）、旧吉野川（大寺観測所 はん濫危険水位 2.85 m）、今切川がはん濫危険水位を超過 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所での安全確保 	<p>避難場所への避難（校舎内避難の場合の記入例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 避難場所 藍住東小学校 校舎3階・4階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 避難場所の割り振り 校舎3F 教室：5年、6年 家庭科室：1年 図工室：2年 校舎4F 音楽室：3年 合同教室：4年</p> </div>

不審者確認マニュアル（対応マニュアルは別表）

【来校者の確認】

- ①保護者・・・・・・・・・・インターホンで確認、ネームプレートで確認
 - ・ 直接、保健室や教室に行く場合は担任や担当者が前もって連絡を入れておく。
- ②業者、その他来校者・・インターホンで確認、ネームプレートで確認、
業務報告及び納品報告を確認
 - ・ 教室等に行く場合は担当教職員か教頭が責任を持って案内する。
または内線で行くことを連絡をする。
- ③工事関係者・・・・・・・・・・インターホンで確認、ネームプレートで確認
業者名、工事内容、時間、人員等を確認
 - ・ 教頭又は教職員が責任を持って対応する。



不審者防護策

①東門の閉鎖

校長・教務 8時15分

②職員玄関の施錠(オートロックのみ)

事務長・用務 8時15分

③児童玄関の施錠(中央一ヶ所は施錠しないがドアは閉めておく)

校長・教務 8時15分

④昼食時、校外学習時の出入り口、窓の施錠

各担任・用務

⑤案内板の設置

①～④を徹底するために以下の案内板の設置が必要

○東門「門が閉まっているときには学校北側を通り西門よりお入りください。」

○児童玄関「ご用の方は職員玄関におまわりください。」

○職員玄関「ご用の方はインターホンを押してください。」(設置済み)

⑥授業時の校舎内巡視

必要に応じ数回、1階を中心に行う。

校長・教務

⑦授業開始前・業間・昼休み・放課後の校舎内巡視

週番規定により週番が行う



令和6年度 洪水時等の避難確保計画

施設名：藍住東小学校

第1節 総則

1 目的

第1条 本校の洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、学校における洪水等の被害から児童（生徒）及び教職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、児童（生徒）及び教職員など、学校を利用する全ての者に適用する。

第2節 防災体制

1 洪水時の防災体制

第3条 洪水時の防災体制については、別紙「河川はん濫時の対応」に準ずる。

2 情報収集及び伝達

第4条 情報収集及び伝達については、別紙「河川はん濫時の対応」に準ずる。

第3節 避難誘導等

1 避難誘導

第5条 避難誘導については、「別紙「河川はん濫時の対応」に準ずる。

2 避難の確保を図るための設備等の配備

第6条 避難の確保を図るために設備等の配備については、別紙「河川はん濫時の対応」に準ずる。

第4節 教育及び訓練

1 洪水対策に係る教育及び訓練

第7条 学校長は次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	実施	内容
全教職員	年に1回以上	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新規採用職員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練

第5節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第8条 本校の自衛水防組織として、学校長(管理者)を統括管理者とし、別紙の任務分担により、組織活動を実施する。

2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第9条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

別紙（第8条関係）

統括管理者

学校長（管理者） 栗田 敏宏

	役割・氏名	任務
情報伝達係	班長：柳川 裕貴（事務） 班員：市原 裕之（主幹教諭） 橋川 恭子（用務員） 職員室滞在者	・洪水予報・避難勧告等の情報収集 ・関係者及び関係機関との調整 ・館内放送による利用者等への周知

	役割・氏名	任務
避難誘導係	班長：森本 健太（教頭） 班員：早川 流石（防災担当） 学級担任及び授業者	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

防火・防災計画

目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、藍住東小学校の防火管理についての必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第1条 この計画は、本小学校の火災防止、並びに、その他の災害防止及び、これにともなう訓練に関するものである。

第2条 本校の防火・防災活動について、本校職員の分担及び日常活動は次のとおりである。

(1) 総責任者は、学校長である。

(2) 防火管理者は、教頭とする。

①計画立案をする。

②各部署における活動の監督、火元の管理等を行う。

③校内の整頓と搬出物の選別、防火施設器材などの整備をする。

④火災発生時及びその他の災害発生時の具体的指示、防火・防災活動を行う。

(3) 火気取締り責任者（各分担区域管理責任者）

各室、各分担区域の管理責任者をあて、常時火気の手締りをする。

(4) 当番者（週番）

校内巡視を定期的に行い、火気を警戒し、火災防止などに努め、施設及び書類の保全に努める。

(5) 避難誘導責任者

児童の避難誘導にあたる。

(6) 本校職員は、常時次のことに留意しなければならない。

①自己の責任箇所と責任範囲を明確に把握し、職責の遂行に努める。

②防火、消火器材の所在をよく知り、その操作法を習熟する。

③出火の際の通報先、通報の仕方を習熟しておく。

④電源スイッチの位置、警報装置の取り扱いを習熟する。

⑤施設設備に異常があると認めるときは、防火管理者に通報する。

第3条 火元の管理と点検については、次の要領による。

(1) 火元の管理と点検については、次のようにする。

①火気の使用は、所定の場所とする。

②学校敷地内は禁煙とする。

③電気、LPガスの使用及びガスボンベ置き場の管理については十分注意をする。なお、燃焼物は火元から遠ざけておく。

④マッチ、ライター等を放置しない。

(2) 電源の管理と点検は次のようにする。

①スイッチの状態は、いつも正しく作動するようにしておく。

②電灯は不要時には消す。電灯の異常点滅、異常微音などに注意する。

③電柱、電線の状態、配電盤等の異常の有無について注意する。

④電気関係の配線は、定期的に安全点検を行う。（絶縁状態など）

第4条 防火上危険をともなう授業や行事の管理は、次のことに留意する。

- (1) 火気・電気器具などを使用する授業や行事等は、防火についてあらかじめ、十分な措置を講じて行う。
- (2) 放課後、休日などは、部外者が校内に立ち入らないよう施錠を徹底する。
- (3) 各種の会合に校舎を使用するときは、学校のきまりに従い、使用者が特に防火について注意する。使用後は入念に点検をして異常のないことを確かめる。確認後管理者に引き継ぐものとする。

第5条 校内の整頓と搬出物の選別は、次の要領による。

- (1) 校内の整理整頓に努め、特に、可燃物、引火物、爆発物は他のものと区別し安全なところに管理する。
- (2) 常に、職員室、教室、資料室、放送室等の整理整頓をしておく。
- (3) 非常持ち出しの物件は選定して表示をし、整理とともに平素から搬出できるようにしておく。

第6条 消防施設、器材の整備は次のようにする。

- (1) 消防施設として、次のものを整備しておく。
 - ①消火用貯水槽（プール兼用）
 - ②消火栓及び附属機器備品
 - ③警報装置一式
 - ④消化器、バケツ等
- (2) 避難用具

第7条 火災（災害も同じ）発生の場合の緊急措置は次のとおりである。

(1) 授業日（児童在校時）

通報は、次のとおり行う。

①発見と同時に大声で場所を連呼する。また、速やかに校内放送をする。

②緊急に通報する箇所は、次のとおりとする。

・消防署 119（緊急）・・・板野東部消防組合第2消防署

「藍住東小学校が火事です」と通報する。

③消防への通報後、状況を確認しながら以下の箇所に通報する。

・警察（笠木駐在所）

・藍住町教育委員会（藍住町役場）

・（教育委員会教育長宅）

・（教育委員会事務局長宅）

・その他

④児童の避難誘導は、次のように行う。

○避難場所は原則として運動場南寄りとする。

○授業中に火災が発生したときは、直ちに職員室に連絡を取り校内放送で全校児童に指示する。担任教師は、直ちに授業を中止し、児童を混乱させることなく、指示があれば避難できるように待機させる。このとき、児童の氏名、人員は必ず確認しておく。（出席簿持参）

○避難の指示があれば、指示に従って迅速・静粛に避難する。

○避難の経路は別に定めるが、火災発生の場所などにより担任が判断し安全に誘導すること。

○校長、教頭、または在校職員は児童の安全管理を第一とし、時機を逸することなく、全校児童の舎外避難をさせる指示を確実にする。その際、避難順路、避難場所、避難上の注意等を簡明に指示する。

○休み時間等に火災等が発生した場合、舎内・舎外にいる児童を校内放送また担任等の誘導により、迅速、

安全に留意しながら所定の避難場所に待機させ、適切な処置をとる。

④役割分担

自衛消防隊長	副隊長
学校長	教頭

連絡班
消防署、教育委員会、町部局等に通報する。 (校長・教頭・火災発見者等)
避難誘導班
○児童を安全に避難場所に誘導する。 (原則として所定の場所) ○避難・誘導の結果を管理職・教務に報告する。 ○負傷者の応急処置にあたる ○全児童の避難確認後、各分担の任にあたる (全学級担任)
消火班
消火器などで初期消火にあたる (教頭・教務他)
搬出班
非常持ち出し帳簿・物品の搬出にあたる (事務・用務他)
警備班
避難後の児童の管理・指導にあたる (各学級担任・その他)
救護班
けがをした児童の応急処置にあたる(けがの状況により救急車を要請する) (養護・T T他)

(2) 夜間および職員不在時

- ①学校の火災を知った者は、未通報の箇所へ直ちに通報し、速やかに非常災害勤務につくものとする。
- ②職員は、必要に応じ校長、教頭、教育委員会等に状況を報告する。

第8条 校長(教頭)は火災の後、速やかに災害報告書を教育委員会と町長に提出する。

第9条 職員の防火訓練、児童の避難訓練は原則として年2回程度行うものとする。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

藍住東小学校

※ Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合の対応

- (1) 児童が登校前の場合 ⇒ 自宅待機
- (2) 児童が登下校中の場合 ⇒ 近くの建物等に避難
- (3) 児童が在校中の場合 ⇒ 学校待機（避難行動）

児童・教職員のとるべき行動

(1) 児童が登校前の場合

- 自宅内で、できるだけ窓から離れ中央部に移動する。
- 姿勢を低くし、頭部を守る。
- 学校及び自治体等の指示を待つ。
- ◇教職員は、自身の身の安全を最優先し行動する。

(2) 児童が登下校中の場合

- 近くのできる限り頑丈な建物の中に避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せてランドセルや手提げ等で頭部を守る。
- ◇教職員は、児童の安否確認等情報収集や通学路での児童の誘導、児童の心理的不安の解消に努める。

(3) 児童が在校中の場合

【屋外にいる場合】（運動場やプール等）

○校舎内（教室・体育館）、プール更衣室・プール施設内に避難する。

○避難した建物内で、できるだけ窓から離れ中央部に移動する。

○姿勢を低くし、頭部を守る。

【屋内いる場合】

○校舎内（教室・体育館）では、できるだけ窓から離れ、中央部に移動する。

○姿勢を低くし、頭部を守る。

【校外学習時】（遠足・修学旅行等）

○できる限り頑丈な建物や地下街等に避難する。近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

◇教職員は、児童の安全を第一に、児童の誘導、児童の心理的不安の解消に努める。

※近くにミサイルが着弾した場合

【屋外にいる場合】

○口と鼻をハンカチ等で覆い、校舎内（教室・体育館）及び密閉性の高い建物または風上に避難する。

【屋内にいるとき】

○エアコンや換気扇を止め、窓を閉める。

○できれば目張りをして室内を密閉する。

◇テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

☆教職員は、常に携帯電話・スマートフォン等を身近なところに置くか、携行する。

